

**島根県公共土木施設維持管理システム
法令・施設台帳等
作成マニュアル
【受注者用】**

平成31年4月

島根県土木部

島根県公共土木施設維持管理システム法令・施設台帳等

作成マニュアルについて

1. 目的

本マニュアルは、島根県土木部が管理する施設の維持管理において必要な情報（法令台帳・施設台帳・点検調書・修繕記録 等）を継続的に作成、更新及び「島根県公共土木施設維持管理システム（以下、「維持管理システム」という。）」へ登録するための、台帳等の作成手順及び作成方法について受注者向けに解説し、効率的な作成業務の推進を目的とする。

維持管理システムとは、公共土木施設の維持管理に必要な情報(台帳、点検調書、修繕記録 等)を一元管理し、検索・集計機能や地図情報との連携機能など機能を有した土木部職員が使用する行政ネットワーク上のシステム。

2. 適用範囲

本マニュアルは、島根県土木部が管理する施設のうち、維持管理システムに登録する施設の台帳等作成業務に適用する。

法令・施設台帳等作成マニュアル 訂正・追加履歴

適用基準日	概要
平成 30 年 10 月 1 日	新規制定
平成 31 年 4 月 1 日	マニュアルの記述を一部追記・修正

目 次

第 1 章 登録対象施設	1
1.1 法令・施設台帳等	1
(1)法令台帳.....	1
(2)施設台帳.....	3
(3)点検調書.....	5
(4)修繕記録.....	6
第 2 章 法令・施設台帳等の作成	7
2.1 台帳作成時期及び作成者	7
2.2 点検調書作成時期及び作成者	9
2.3 修繕記録作成時期及び作成者	9
2.4 作成手順【受注者が作成する場合】	10
2.5 発注者への納品方法.....	12
2.6 法令・施設台帳の作成費用	13

第1章 登録対象施設

本章では、維持管理システムへ登録する登録対象施設及び対象帳票・帳票作成要領について記載する。

1.1 法令・施設台帳等

(1)法令台帳

法令台帳：法令により作成が定められた台帳で施設の基本的な諸元が記載されたもの

維持管理システムへ登録する法令台帳の対象施設と対象帳票・帳票作成要領を表 1.1 に示す。なお、台帳作成にあたっては、各事業課が定めた帳票作成要領に基づき作成すること。

表 1.1 法令台帳一覧

分野	施設名称	台帳様式	帳票番号	根拠法令	帳票作成要領
道路	道路共通	道路台帳平面図	AA-01-01	道路法第 28 条 道路法施行規則第 4 条の 2	道路事業設計要領(第 10 編 第 2 章) 島根県道路台帳整備要領
		鉄道等との交差調書	AA-01-02	道路法第 28 条 道路法施行規則第 4 条の 2	道路事業設計要領(第 10 編 第 2 章)
	橋梁	橋梁調書	AB-01-03	道路法第 28 条 道路法施行規則第 4 条の 2	道路事業設計要領(第 10 編 第 2 章)
	トンネル	トンネル調書	AC-01-04	道路法第 28 条 道路法施行規則第 4 条の 2	道路事業設計要領(第 10 編 第 2 章)
河川・ 海岸	河川共通	河川現況台帳(附図) 1 級・2 級河川	CA-01-01	河川法第 12 条 政令第 4 条、第 5 条	河川管理事務必携
	河川管理施設	河川現況台帳(調書丙 の 5)1 級・2 級河川	CC-01-02	河川法第 12 条 政令第 4 条、第 5 条	河川管理事務必携
	海岸共通	海岸現況台帳(附図)	CB-01-03	海岸法第 24 条 施行規則第 8 条	海岸管理事務必携
		海岸現況台帳(調書)	CB-01-04	海岸法第 24 条 施行規則第 8 条	海岸管理事務必携
港湾	港湾共通	港湾概要	DA-01-01	港湾法第 49 条の 2 港湾法施工規則第 14 条	港湾台帳調製要領
		港湾台帳平面図	DA-01-02	港湾法第 49 条の 2 港湾法施工規則第 14 条	港湾台帳調製要領
	港湾施設	港湾台帳(港湾施設)	DC-01-03	港湾法第 49 条の 2 港湾法施工規則第 14 条	港湾台帳調製要領
	海岸共通	海岸保全区域台帳、 水準面図	DB-01-04	海岸法第 24 条 施工規則第 8 条	施行規則 別記様式第八 第一表 施行規則 別記様式第九
	海岸保全施設	海岸保全施設調書	DB-01-05	海岸法第 24 条 施工規則第 8 条	施行規則 別記様式第八 第二表
砂防	砂防河川共通	砂防設備台帳	BA-01-01	砂防法第 11 条ノ 2	砂防指定地台帳等整備規則第 2 条 砂防事業設計指針(第 V 編第 6 章) 砂防指定地台帳等作成マニュアル
		砂防指定地台帳	BA-01-02	砂防法第 11 条ノ 2	砂防指定地台帳等整備規則第 1 条 砂防事業設計指針(第 V 編第 6 章) 砂防指定地台帳等作成マニュアル
	地すべり防止区域	地すべり防止区域台帳	BB-01-03	地すべり等防止法第 26 条	傾斜地保全関係事業設計指針(地すべり対策事業編第 2 章第 6 節) 地すべり防止区域施設台帳作成マニュアル

分野	施設名称	台帳様式	帳票番号	根拠法令	帳票作成要領
公園	都市公園	都市公園台帳(調書)	FA-01-01	都市公園法 17 条 都市公園法施行規則第 10 条	公園管理ガイドブック
		都市公園台帳(平面図)	FA-01-02	都市公園法 17 条 都市公園法施行規則第 10 条	公園管理ガイドブック

(2)施設台帳

施設台帳：施設管理者が施設を維持管理する上で必要な施設情報(諸元、構造、図面等)が記載されたもの

維持管理システムへ登録する**施設台帳**の対象施設と対象帳票・帳票作成要領を表 1.2 に示す。なお、台帳作成にあたっては、**各事業課が定めた帳票作成要領に基づき作成すること。**

表 1.2 施設台帳一覧

分野	施設名称	台帳様式	帳票番号	帳票作成要領
道路	橋梁	橋梁台帳	AB-02-01	道路事業設計要領(第10編 第3章)
	トンネル	トンネル台帳	AC-02-02	道路事業設計要領(第10編 第3章)
	道路法面構造物	法面構造物台帳	AH-02-03	島根県道路法面等構造物点検要領
	舗装	舗装工事台帳	AD-02-04	道路事業設計要領(第10編 第3章)
	道路標識	道路標識台帳	AE-02-05	道路事業設計要領(第10編 第3章)
	道路照明	道路照明台帳	AE-02-06	県独自様式 (様式のみ)
	シェッド・シェルター	シェッド・シェルター台帳	AK-02-07	道路構造物(シェッド等)点検業務委託 特記仕様書
	大型カルバート	大型カルバート台帳	AJ-02-08	県独自様式 (様式のみ)
	道路情報提供装置	道路情報提供装置台帳	AE-02-09	道路事業設計要領(第10編 第3章)
	道路情報システム施設	道路情報システム施設台帳	AE-02-10	県独自様式 (様式のみ)
	電線共同溝	電線共同溝管理台帳	AF-02-11	電線共同溝管理規定(準則)第4条に規定する電線共同溝管理台帳の改訂について(通知)【H18.3.30付道維第926号】 道路事業設計要領(第10編 第3章)
	冠水対策施設	冠水対策施設台帳	AG-02-12	冠水対策施設台帳の作成について(依頼)【H24.6.4付事務連絡】
	消融雪設備	消融雪・流雪溝設備台帳	AM-02-13	県独自様式 (様式のみ)
道の駅	道の駅台帳	AL-02-14	県独自様式 (様式のみ)	
河川・海岸	河川管理施設	水門・樋門・陸閘台帳	CC-02-01	県独自様式 (様式のみ)
		排水機場台帳	CC-02-02	県独自様式 (様式のみ)
		水位観測施設台帳	CC-02-03	県独自様式 (様式のみ)
		雨量観測施設台帳	CC-02-04	県独自様式 (様式のみ)
		河川監視カメラ施設台帳	CC-02-05	県独自様式 (様式のみ)
		中継局施設台帳	CC-02-06	県独自様式 (様式のみ)
		統制局・監視局等施設台帳	CC-02-07	県独自様式 (様式のみ)
	ダム施設	ダム施設台帳	CD-02-08	県独自様式 (様式のみ)
空港	空港施設	空港土木施設台帳	EA-02-01	各空港維持管理更新計画書
		空港図面	EA-02-02	各空港維持管理更新計画書

分野	施設名称	台帳様式	帳票番号	帳票作成要領
砂防	砂防堰堤	砂防堰堤施設台帳	BA-02-01	砂防指定地台帳等作成マニュアル
	溪流保全工	溪流保全工等施設台帳	BA-02-02	砂防指定地台帳等作成マニュアル
	砂防河川共通	砂防工事台帳	BA-02-03	砂防指定地台帳等作成マニュアル
	地すべり防止区域	地すべり集水井台帳	BB-02-04	地すべり防止区域施設台帳作成マニュアル
	急傾斜地崩壊防止区域	急傾斜地崩壊危険区域台帳	BC-02-05	S54年6月4日付建設省河傾発第22号建設省河川局砂防部傾斜地保全課長通知 傾斜地保全関係事業設計指針（急傾斜地崩壊対策事業編第3章） 急傾斜地崩壊危険区域台帳作成マニュアル
	雪崩対策施設	雪崩対策施設台帳	BD-02-06	集落雪崩対策工事技術指針（案） 傾斜地保全関係事業設計指針（雪崩対策事業編第2章） 雪崩対策施設台帳作成マニュアル
	雨量観測施設	雨量観測施設台帳	BE-02-07	県独自様式（様式のみ）

(3)点検調書

維持管理システムへ登録する点検調書の対象施設と対象帳票・点検要領を表 1.3 に示す。
 なお、点検調書作成にあたっては、各事業課が定めた点検要領に基づき作成すること。

表 1.3 点検調書一覧

分野	施設名称	点検様式	帳票番号	定期点検の周期	帳票作成根拠(点検要領等)
道路	橋梁	橋梁定期点検調書	AB-03-01	5年毎	島根県道路橋定期点検要領 島根県道路橋定期点検要領(施行実施用)
		国土交通省様式	AB-03-02	5年毎	島根県道路橋定期点検要領 島根県道路橋定期点検要領(施行実施用)
		横断歩道橋点検調書	AB-03-03	5年毎	島根県道路橋定期点検要領 島根県道路橋定期点検要領(施行実施用)
	トンネル	トンネル点検調書	AC-03-04	5年毎	島根県道路トンネル定期点検要領
	法面構造物	法面構造物点検表	AH-03-05	10年毎	島根県道路法面等構造物点検要領
	門型標識	門型標識等点検表記録様式	AE-03-06	5年毎	門型標識等定期点検要領(国)
	シェッド・シェルター	シェッド・シェルター点検調書	AK-03-07	5年毎	シェッド、大型カルバート等定期点検要領(国)
	大型カルバート	大型カルバート点検調書	AJ-03-08	5年毎	大型カルバート定期点検要領(県)
河川・海岸	河川管理施設	専門点検結果総括表	CC-03-01	1年毎	河川用ゲート・河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案) ゲート点検・整備要領(案)
	ダム施設	ダム施設健全度一覧	CD-03-02	1年毎	島根県公共土木施設長寿命化計画に基づくダムの維持管理について
港湾	港湾施設	港湾施設維持管理計画書(点検記録表) 港湾	DC-03-01	5年毎	港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン
	海岸保全施設	港湾施設維持管理計画書(点検記録表) 海岸	DB-03-02	5年毎	海岸保全施設維持管理マニュアル
空港	空港施設	空港施設健全度一覧	EA-03-01	1～5年毎	県独自様式(様式のみ)
砂防	砂防堰堤	砂防堰堤点検記録	BA-03-01	1～5年毎	砂防関係施設点検要領
	溪流保全工	溪流保全工等点検記録	BA-03-02	1～5年毎	砂防関係施設点検要領
	地すべり防止施設	地すべり防止施設点検記録	BB-03-03	1～5年毎	砂防関係施設点検要領
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊防止施設点検記録	BC-03-04	1～5年毎	砂防関係施設点検要領
	雪崩対策施設	雪崩対策施設点検記録	BD-03-05	1～5年毎	砂防関係施設点検要領
公園	都市公園	公園施設健全度調査票	FA-03-01	1～5年毎	公園施設長寿命化計画策定指針(案)

(4)修繕記録

維持管理システムへ登録する修繕記録の対象施設は表 1.4 に示す。なお、修繕記録については、別紙 1「修繕概要書」を**施設単位**で作成すること。

表 1.4 修繕記録登録対象施設一覧

分野	施設種別	施設名称
道路	橋梁	橋梁
	トンネル	トンネル
	道路法面施設	道路法面構造物（モルタル吹付、法枠、ロックネット、擁壁、石・ブロック積擁壁、落石防護柵、雪崩防止柵）
	道路附属物	道路照明、道路標識、道路情報提供装置、道路情報システム施設
	シェッド・シェルター	ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター
	大型カルバート	大型カルバート
	電線共同溝	電線共同溝
	冠水対策施設	冠水対策施設
	消融雪設備	消融雪設備
	道の駅	道の駅
河川・ 海岸	河川管理施設	水門、樋門、陸閘、排水機場、水位観測施設、雨量観測施設、河川監視カメラ施設、中継局施設、統制局・監視局等施設、護岸
	海岸	陸閘
	ダム	ダム施設
港湾	港湾施設	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、役務施設、公害防止施設、廃棄物処理施設、環境整備施設、厚生施設、管理施設
	海岸	海岸保全施設
空港	空港	空港施設
砂防	砂防河川	砂防堰堤、溪流保全工
	地すべり防止区域	地すべり防止施設
	急傾斜地崩壊防止区域	急傾斜地崩壊防止施設
	雪崩危険箇所	雪崩対策施設
	雨量観測施設	雨量観測施設
公園	都市公園	公園施設

※表 1.1、1.2、1.3 及び修繕概要書の帳票作成は、発注者から提供された様式に入力すること。

第2章 法令・施設台帳等の作成

本章では、法令台帳・施設台帳・点検調書・修繕記録の作成手順等について記載する。

2.1 台帳作成時期及び作成者

台帳の作成時期は、施設の工事完了時を原則とする。作成する者は、原則として以下の通りとする。

- ① **新設時**: 新設工事完了(施設完成)時に台帳を作成し登録する。なお、複数年かけて施工し、台帳作成に複数年要する施設があるため注意すること。
- ② **修繕時**: 施設の改良工事や修繕工事完了時に台帳内容の更新が発生する場合に、台帳を更新し登録する。なお、改良工事や修繕工事を複数年かけて施工し、台帳更新に複数年要する施設があるため注意すること。

表 2.1 法令台帳一覧

分野	施設名称	台帳様式	台帳作成・登録時期	
			新設時	修繕時
道路	道路共通	道路台帳平面図	施工業者	施工業者
		鉄道等との交差調書	施工業者	施工業者
	橋梁	橋梁調書	施工業者	施工業者
	トンネル	トンネル調書	施工業者	施工業者
河川・ 海岸	河川共通	河川現況台帳(附図)1級・2級河川	施工業者	施工業者
	河川管理施設	河川現況台帳(調書丙の5)1級・2級河川	施工業者	施工業者
	海岸共通	海岸現況台帳(附図)	施工業者	施工業者
		海岸現況台帳(調書)	施工業者	施工業者
港湾	港湾共通	港湾概要	事業課職員	事業課職員
		港湾台帳平面図	施工業者	施工業者
	港湾施設	港湾台帳(港湾施設)	施工業者	施工業者
	海岸共通	海岸保全区域台帳、水準面図	事業課職員	事業課職員
	海岸保全施設	海岸保全施設調書	施工業者	施工業者
砂防	砂防河川共通	砂防設備台帳	施工業者	施工業者
		砂防指定地台帳	施工業者	施工業者
	地すべり防止区域	地すべり防止区域台帳	施工業者	施工業者
公園	都市公園	都市公園台帳(調書)	施工業者	施工業者
		都市公園台帳(平面図)	施工業者	施工業者

表 2.2 施設台帳一覧

分野	施設名称	台帳様式	台帳作成・登録時期	
			新設時	修繕時
道路	橋梁	橋梁台帳	施工業者	施工業者
	トンネル	トンネル台帳	施工業者	施工業者
	道路法面構造物	法面構造物台帳	施工業者	施工業者
	舗装	舗装工事台帳	施工業者	施工業者
	道路標識	道路標識台帳	施工業者	施工業者
	道路照明	道路照明台帳	施工業者	施工業者
	シェッド・シェルター	シェッド・シェルター台帳	施工業者	施工業者
	大型カルバート	大型カルバート台帳	施工業者	施工業者
	道路情報提供装置	道路情報提供装置台帳	施工業者	施工業者
	道路情報システム	道路情報システム施設台帳	施工業者	施工業者
	電線共同溝	電線共同溝管理台帳	委託業者	施工業者
	冠水対策施設	冠水対策施設台帳	施工業者	施工業者
	消融雪設備	消融雪設備台帳	施工業者	施工業者
	道の駅	道の駅台帳	施工業者	施工業者
河川・ 海岸	河川管理施設	水門・樋門・陸閘台帳	施工業者	施工業者
		排水機場台帳	施工業者	施工業者
		水位観測施設台帳	施工業者	施工業者
		雨量観測施設台帳	施工業者	施工業者
		河川監視カメラ施設台帳	施工業者	施工業者
		中継局施設台帳	施工業者	施工業者
		統制局・監視局等施設台帳	施工業者	施工業者
	ダム施設	ダム施設台帳	事業課職員	事業課職員
空港	空港施設	空港土木施設台帳	—	事業課職員
		空港図面	—	事業課職員
砂防	砂防堰堤	砂防堰堤台帳	施工業者	施工業者
	溪流保全工	溪流保全工等台帳	施工業者	施工業者
	砂防河川共通	砂防工事台帳	施工業者	施工業者
	地すべり防止区域	地すべり集水井台帳	施工業者	施工業者
	急傾斜地崩壊防止区域	急傾斜地崩壊危険区域台帳	施工業者	施工業者
	雪崩対策施設	雪崩対策施設台帳	施工業者	施工業者
	雨量観測施設	雨量観測施設台帳	施工業者	施工業者

2.2 点検調書作成時期及び作成者

点検調書は、各施設の定期点検計画に基づく点検実施後に作成し、健全度判定会を経た最終の点検調書を納品する。作成する者は、原則として以下の通りとする。

表 2.3 点検調書一覧

分野	施設名称	点検調書	点検調書作成者		
			事業課	事務所	委託業者
道路	橋梁	橋梁定期点検調書	—	○	○
		国土交通省様式	—	○	○
	トンネル	トンネル点検調書	—	—	○
	法面構造物	法面構造物点検表	—	—	○
	門型標識	門型標識等点検表記録様式	—	—	○
	シェッド・シェルター	シェッド・シェルター点検調書	—	—	○
	大型カルバート	大型カルバート点検調書	—	—	○
河川・海岸	河川管理施設	専門点検結果総括表	—	○	○
	ダム施設	ダム施設健全度一覧	○	○	—
港湾	港湾施設	港湾施設維持管理計画書 (点検記録表) 港湾	—	—	○
	海岸保全施設	港湾施設維持管理計画書 (点検記録表) 海岸	—	—	○
空港	空港施設	健全度一覧	—	○	—
砂防	砂防堰堤	砂防堰堤点検記録	—	○	○
	溪流保全工	溪流保全工等点検記録	—	○	○
	地すべり防止施設	地すべり防止施設点検記録	—	○	○
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊防止施設点検記録	—	○	○
	雪崩対策施設	雪崩対策施設点検記録	—	○	○
公園	都市公園	公園施設履歴書	—	○	○

2.3 修繕記録作成時期及び作成者

修繕記録(修繕工事概要書)は、施設の修繕工事完了時に、修繕工事の受注者が作成する。

2.4 作成手順【受注者が作成する場合】

法令・施設台帳等は原則受注者が作成することとし、発注者との作業役割分担及び台帳等の作成の流れは図 2.1 のとおり。

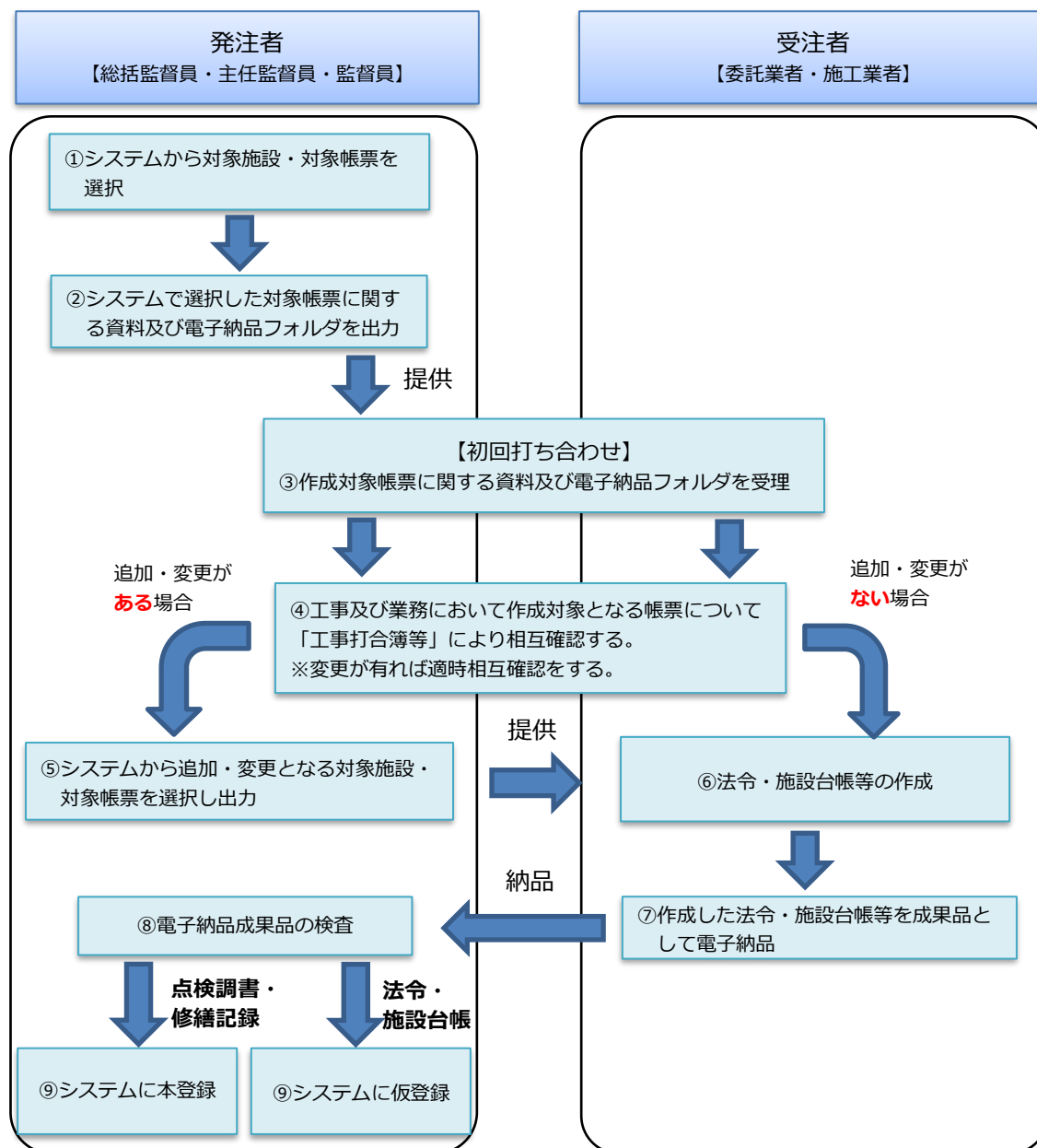


図 2.1 法令・施設台帳等の作成の流れ

①対象帳票に関する資料の出力と提供

発注者は、工事または業務で作成対象となる法令・施設台帳等(以下、「対象帳票」という。)の関連資料を維持管理システムから出力し、受注者に提供する。

(注) 発注者は、以下に基づき、帳票様式・既存法令・施設台帳等を受注者に提供すること。

【既存法令・施設台帳等がシステムに登録してある場合】

1. 維持管理システムに最新の様式で作成された台帳が存在する場合
→ 既存施設台帳等 (Excel データ、図面データ) を貸与

2. 維持管理システムに旧様式で作成された台帳のみ存在する場合

→監督員が最新の帳票様式へ転記したうえで法令・施設台帳等（Excel データ、図面データ）を貸与

【既存法令・施設台帳等がシステムに登録して無い場合】

システムから出力した帳票様式（雛形の Excel データ）を提供

②対象帳票に関する資料の出力

発注者は、上記①で選択した対象帳票に関する資料と電子納品用のフォルダを出力する。

③対象帳票に関する資料の受理

受注者は、受注した工事・業務において作成対象となる対象帳票に関する資料を発注者から受理し、内容を確認する。

④対象帳票の相互確認

発注者及び受注者は、初回打ち合わせ時に別紙2「工事打合簿、業務に関する提出・報告等（以下、「工事打合せ簿等」という。）」により対象帳票を相互確認する。

⑤対象帳票に追加・変更がある場合の対応

初回打ち合わせの相互確認の結果、対象帳票に追加・変更等が生じた場合、発注者は、維持管理システムにおいて、対象施設・対象帳票を選択し直し、対象帳票を出力する。

受注者は、発注者から当該工事・業務において作成対象となる対象帳票に関する資料を再度受理し、内容を確認する。

⑥法令・施設台帳等の作成

受注者は、以下の「作成における留意事項」に留意し、法令・施設台帳等を作成し、提出する。

【作成における留意事項】

- ・各事業課が定めた帳票作成要領に基づき作成すること。
- ・受理した法令・施設台帳等（Excel データ、図面データ）の項目・シート・ファイル名等を変更しないこと。
- ・作成対象となる帳票に、追加・変更が生じる場合は適時、別紙2「工事打合せ簿等」を更新し、対象帳票を相互確認すること。

⑦作成した法令・施設台帳等成果の納品

受注者は、納品前に作成した法令・施設台帳等を提出し、発注者の承諾を得ること。（提出・承諾は「工事打合せ簿等」による）

作成した法令・施設台帳等の成果品は、島根県土木部が策定した「電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県土木部〕」及び「電子成果品保管管理・利活用マニュアル」に基づき納品し発注者に提出する。

⑧電子納品成果品の検査

発注者は工事又は業務完了時、法令・施設台帳等を成果品として受取り、検査を行う。

⑨システムに登録

発注者は電子納品成果のうち、システム登録が必要な法令・施設台帳、点検調書、修繕記録等をシステムに登録する。

2.5 発注者への納品方法

受注者は、発注者から提供を受けた電子納品フォルダに作成した法令・施設台帳等を納品する。なお、電子納品のフォルダ構成は図 2.2 のとおりとし、維持管理システムに登録するデータ(台帳、点検記録、修繕記録 等)は、所定のフォルダ(維持管理システム登録用フォルダ)に格納すること。

※詳細は、電子納品運用ガイドライン(簡易版)〔島根県土木部〕参照

【電子納品のフォルダ構成】

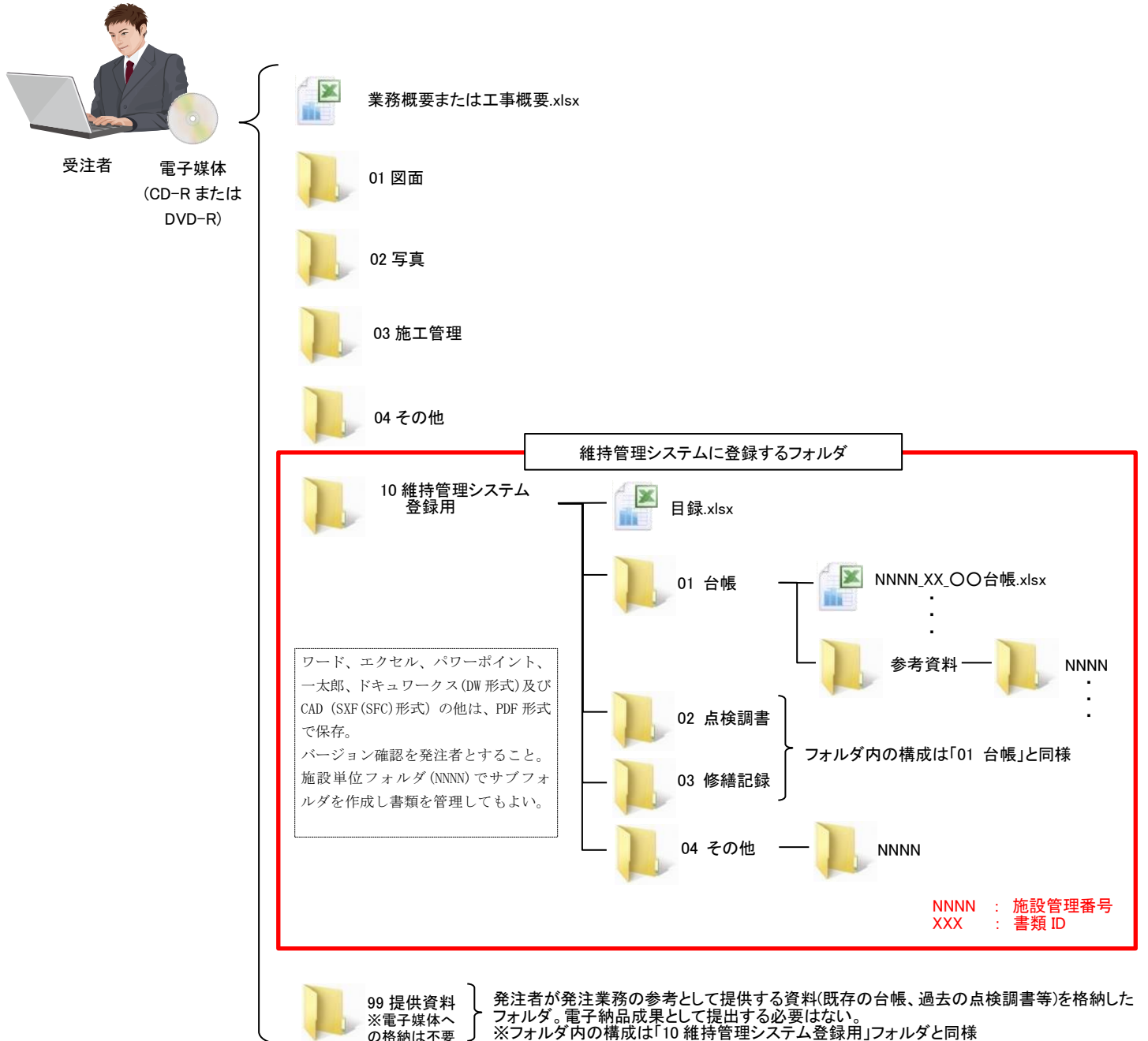


図 2.2 電子納品対象業務の法令・施設台帳等の格納場所(請負工事の場合)

2.6 法令・施設台帳の作成費用

法令・施設台帳の作成等費用は、県設定単価あるいは見積により設定した単価を、以下の通り計上している。

- ・**施工業者が作成する場合**

技術管理費に作成費用（経費込）を積み上げ計上している。なお、本費用は現場管理費及び一般管理費等の率計算の対象としていない。

- ・**委託業者が作成する場合**

直接経費の諸経費非対象額に作成費用（経費込）を積み上げ計上している。

管理番号	システムから自動記入
施設分野	システムから自動記入
施設種別	システムから自動記入

修繕工事概要								
No	項目	記入欄						
1	工 事 名	システムから自動記入						
2	工 事 番 号	システムから自動記入						
3	道 川 港 地 区 名	システムから自動記入						
4	施 設 名 称	システムから自動記入						
5	施 設 位 置	システムから自動記入						
6	発 注 事 務 所 等	システムから自動記入						
7	受 注 業 者 名	請負業者入力						
8	実 施 完 成 日	請負業者入力						
9	修 繕 工 事 概 要	請負業者入力（施設単位の概要を記入）						
10	長 寿 命 化 要 対 策 箇 所							
11	写 真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工前</th> <th>施工後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p> </td> <td> <p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p> </td> <td> <p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施工前	施工後	<p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p>	<p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p>	<p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p>	<p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p>
		施工前	施工後					
		<p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p>	<p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p>					
<p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p>	<p>請負業者入力 （施設単位の写真を添付）</p>							
12	そ の 他							

プルダウンで以下から選択
（※選択項目は監督員が指示すること。）

- ・対象外
- ・一部完了
- ・完了

工 事 打 合 簿

発議者名 氏名		発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	□指示 □協議 □通知 □承諾 □提出 □報告 □その他 ()		
工事名		受注者	
(内容)			
当業務において作成対象となる法令・施設台帳は、別紙（作成対象台帳一覧）の			
とおりで。			
添付図 葉、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について □指示・□承諾・□協議・□通知・□受理します。□確認した。□その他 ()	
	受注者	上記について □承諾・□協議・□提出・□報告します。□その他 ()	
	条件		

※1 段階確認の場合は、（種別・細別・確認項目・確認日）等を内容欄等に記載する。

※2 材料確認の場合は、（材料名・品質規格・単位・数量）等を内容欄等に記載する。

総括 監督員	主 任 監督員	監督員	現 場 技 術 員	現 場 代 理 人	主 任 (監理) 技 術 者

業務に関する提出・報告等

総括監督員	主任監督員	監督員

業務に関する（提出、報告）			
業務名		受注者	
道川港名		管理技術者	㊟
業務場所	市 町 郡 村	主任技術者	㊟
提出・報告 事項	当業務において作成対象となる法令・施設台帳は、別紙（作成対象台帳一覧）のとおりです。		
申請人	上記のとおり（提出、報告）します。		
	平成 年 月 日	会社名 職名 氏名	㊟

備考「業務計画書（共通仕様書第1111条）」、「業務カルテ受領書（共通仕様書第1101号）」等の提出・報告はこの様式による。

